島

定した件二件

吾六

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

吾 吾 吾

○道路の供用を開始する件三件 ○道路の区域を変更する件

報

公 告

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件四件 ○土地収用法により土地の収用及び使用について裁決手続の開始を決 福島県収用委員会

告 示

福島県告示第七百九十号

年十月十九日から同年十一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり の規定により述べられた意見の概要は、 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 に備え置いて縦覧に供する 大規模小売店舗立地法 福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び楢葉町新産業創造室 (平成十年法律第九十一号。以下 次のとおりである。なお、当該意見を平成三十 「法」という。) 第八条第

平成三十年十月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

法第八条第一項の規定により楢葉町から聴取した意見の概要 ここなら笑店街 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県双葉郡楢葉町大字北田字中満二五六番地

 \equiv 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見なし。

意見書の提出なし

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百九十一号

する。 計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一 一般国道

平成三十年十月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

		三 五 二 鬼 男 道	路 線 名
	南会津郡南会津町熨斗 一字尾細沢二一二九番 一字尾細沢二一二九番 一字尾細沢二一二九番 地先から 一字新坂五四六番地先 京会津郡南会津町熨斗 南会津郡南会津町熨斗 南会津郡南会津町熨斗 市字新坂二一七四番一 地先まで	南会津郡南会津町熨斗 中字尾細沢二一二九番 中字尾細沢二一二九番 一字系坂五四六番地先 まで	区
	一二二三三二二 <t< td=""><td>四六番地 男</td><td>間</td></t<>	四六番地 男	間
	変更後	変更前	の 変 更 別 後 前
	B A	A	○ 敷
	三八 三· · · · 六 · · ·	四 九 五 · 九 ·	敷地の幅員
宜	二 四 〇 .	四: (((メートル)
(宣各十三里)	二 七 · 四	<u> </u>	ル) 長

道路計画課)

福島県告示第七百九十二号

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路

松建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 平成三十年十月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般	路
国道四〇一	線
号	名
六同五大	供
五 郡 一 郡 番 同 番 会	用
五 一津 地美	開
地先まの生まれる。	始
まで 松坂字博	Ø
博上ノ	区
沪 平 丁	間
日平	供
日平成三〇	用
Õ	開
年一	始
	の
<u> </u>	期
九	日

(道路計画課

福島県告示第七百九十三号

平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。建設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。伊田を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津

平成三十年十月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

般	路
国道三五二号	線
<i>-</i>	名
一 同 一 南 七 番 会	供
四 地津番郡先郡	用
一地先	開
ま町 町	始
`	の
戸字新坂戸字新田	区
坂 田二 原	間
日平	供
成三	用
〇 年	開
_	始
月	の #H
<u>一</u> 九	期日

福

(道路計画課)

福島県告示第七百九十四号

設事務所で平成三十年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成三十年十月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路
線
名
供
用
開
始
の
区
間
供
用
開
始
の
期
日

県道広野小高線

三番三地先から 双葉郡双葉町大字中野字羽山前九 平成三〇年一〇月一九 日

同 郡同 町大字中野字渋江九五

一地先まで

(道路計画課)

公 告

北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、

平成三十年十月十九日

総括図、計画図及び計画書の写し 縦覧に供する図書

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

公告第二百二十八号

北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、 、次のとおり縦覧り、福島市から県

平成三十年十月十九日

に供する。

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

公告第二百二十九号

北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、 に供する。 、次のとおり縦覧り、福島市から県

平成三十年十月十九日

公告第二百二十七号

に供する。 次のとおり縦覧り、福島市から県

福島県知事 内 堀 雅

雄

(都市計画課)

福島県知事

内 堀 雅

雄

(都市計画課)

事業の種類

起業者の名称

福

公告第二百三十号

縦覧場所 縦覧に供する図書 総括図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県知事

内

堀

雅

雄

に供する。 北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、

平成三十年十月十九日

縦覧に供する図書

縦覧場所 総括図、計画図及び計画書の写し

報

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福 島 県 収 用委員 会

福島県収用委員会告示第三号

収用及び使用について平成三十年十月十二日次のとおり裁決手続の開始を決定した。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、 平成三十年十月十九日 土地

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真

也

同町大字毛萱字前川原地内まで)並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事(福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地内から 番、 地目、 地積等

所	
在	
地	
番	
記 登	地
録 記	ᄺ
現	目
況	Н
登記記録	地積(平方
実測	(平方メートル)
積(平方メートル)	収用又は使用しよ

井上

輝子

(住民票上の住所)

四分の

福島県双葉郡富岡町大字上郡山字清水三五番地

浜字釜 大字仏 双葉郡福島県 富岡町 番四 番 四 九四 **五**三 原野 畑 原野 畑 五四 八 八 七 五四八・三 一〇九 収用の部分 使用の部分 使用の部分 収用の部分 二一〇・九八 一五三・九

九

田

四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

1 使用方法

福島県知事

内

堀

雅

雄

、次のとおり縦覧り、福島市から県

時使用 堤防基礎の設置に当たり土地を掘削するため、 及び工事用道路を設置するため

0

Б. 土地所有者の氏名、住所及び持分明渡しの期限から一年四か月間

2

使用期間

石井	髙野	郎石井	郎 石 井	氏
大輔	亜弓	長次	新太	名
福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三	埼玉県越谷市宮本町二丁目七九番地二	宮城県塩竈市玉川二丁目二番三六号	六福島県いわき市大久町大久字板木沢九八番地の二六(書類送達先)(書類送達先)(書類送達先)(住民票上の住所)	住
一二分の一	一二分の一	四分の一	四 分 の 一	持分
	大輔 福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三	大輔 福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三亜弓 埼玉県越谷市宮本町二丁目七九番地二	大輔 福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三 ・	大輔 福島県いわき市永崎字川畑八六番地の三 大輔 福島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地 (書類送達先) 石島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地の二六 福島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地の二六 石島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地の二六 石島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地の二六

事業の種類

起業者の名称

福

福島県伊達郡国見町板橋南一 (書類送達先) 五番地四

土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種

番 三九

畑

畑

七

<u>Ŧ</u>i.

収用の部分

一六五・五七

〇・八一

八 一六五

使用の部分

0

1 類 氏名

3 2 住所 東京都千代田区霞が関ニ丁目一国土交通大臣 石井 啓一

一番三号

- 権利の種類 使用借権
- 事務を行う者 規定により国土交通省所管国有財産法定受託者である福島県知事・国有財産法第九条第三項及び同法施行令第六条第二項第一号ホの

福島県収用委員会告示第四号

収用及び使用について平成三十年十月十二日次のとおり裁決手続の開始を決定した。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の 平成三十年十月十九日

福島県収用委員会

一 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等同町大字毛萱字前川原地内まで)並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事毛萱仏浜地区海岸公共災害復旧工事(福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田地内から 会長 渡 邊 真 也

	畑萱ラ	大富 宮 窓 田 郡 県	品	所在	
番 一 三 八		一 七 ブ 都		地番	
畑		杂科	重 丨	記登録記	地
畑		杂 和 封	進	現況	目
五 七 五		<u>p</u>	<u>ц</u>	登記記録	地積(平方
四五七六・〇		Д Э - - -		実測	(平方メートル)
使用の部分収用の部分	一三・○六	使用の部分	又用の部分	積 (平方メートル)	収用又は使用しよ
六	———— 井	石	石	髙	郎石

裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間

使用方法

1

四

堤防基礎の設置に当たり土地を掘削するため、 及び工事用道路を設置するため

0)

時使用 使用期間

明渡しの期限から一年四か月間

2

	
氏名	土地所有者
	の氏名、
住	住所及び持分
1±:	7分
所	
持分	

日本 日	ζ.			I					
	<u>ե</u>	并 上	石井	石井	髙野	郎 石井	郎 石 井	氏	
住民票上の住所) (住民票上の住所) (住民票上の住所) (信民票上の住所)		輝 子	恵里	大輔	亜弓	長次	新 太	名	
	こて軍権人トン権引に軍士・8周長へつむ名をが在丘をが		メゾンド森			·	島県いわき市大久町大久字板木沢九八番地の二六書類送達先) 島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑二二番地住民票上の住所)		
	二 刍亥 崔刂)	分 の 一	二分の一	二分の一	二分の一	分の一	分の一		
	ĺ.								

数な

 Uサイクル適性(値)
 この印刷側は、印刷の低

 この印刷側は、印刷の低
 再生紙を使用しています。
 【定価 1箇月 3,500円】
 発行者 福 島 県 印刷所 株式会社 第 一 印 刷